

健全化判断比率等をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

【健全化判断比率】

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
平成 30 年度 決算	—	—	0. 4 %	9. 8 %
【参考】 平成 29 年度 決算	—	—	0. 7 %	10. 2 %
早期健全化基準	12. 67 %	17. 67 %	25. 0 %	350. 0 %
財政再生基準	20. 00 %	30. 00 %	35. 0 %	

※比率が該当しない場合は「—」で表示しています。

※「早期健全化基準」「財政再生基準」は平成 30 年度決算に係るものです。

【資金不足比率】

会計名	⑤ 資金不足比率	
長岡京市水道事業会計	平成 30 年度決算	—
	【参考】 平成 29 年度決算	—
	経営健全化基準	20. 0 %

会計名	⑥ 資金不足比率	
長岡京市公共下水道事業会計	平成 30 年度決算	—
	【参考】 平成 29 年度決算	—
	経営健全化基準	20. 0 %

※比率が該当しない場合は「—」で表示しています。

【制度の概要】

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率等により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、平成20年度の決算数値から早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を図ることとなります。

また、各公営企業については、資金不足比率により、経営健全化段階になった場合には、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図ることになります。

○健全化判断比率による財政状況の段階

健全段階

健全化判断比率が早期健全化基準を下回っている段階です。

平成30年度決算の長岡市の比率はすべて健全段階の基準内です。

今後も引き続き健全な財政運営に努めます。

早期健全化段階

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の段階で、健全化法上の以下の取組みが必要になります。

- ①財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。
- ②上記計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければならない。
- ③早期健全化が著しく困難と認められるときは、知事から必要な勧告を受ける。

財政再生段階

さらに財政状況が悪化し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率が財政再生基準以上の段階になると、健全化法上の以下の取組みが必要になります。

- ①財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。
- ②上記計画について、総務大臣に協議し同意を求めることができる。
※同意なし→災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限される。
※同意あり→収支不足を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能となる。
- ③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、総務大臣から予算の変更等が勧告される。

健全化比率等の積算式

① 実質赤字比率	平成30年度決算	—	早期健全化基準	12.67%	財政再生基準	20.00%
一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率						
一般会計及び乙訓休日応急診療所特別会計に実質赤字額がないため、比率は「—」となります。						
(単位:千円)						
分子			①繰上充用額	②支払繰延額	③事業繰越額	
—			—	—	—	
①+②+③			—	—	—	
	一般会計	—	—	—	—	
	乙訓休日応急診療所特別会計	—	—	—	—	
	実質赤字額(①+②+③)	—	—	—	—	
分母			標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	16,686,662		
16,686,662						

② 連結実質赤字比率	平成30年度決算	—	早期健全化基準	17.67%	財政再生基準	30.00%
全会計(財産区会計除く)の実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率						
全会計において実質赤字額又は資金不足額がないため、比率は「—」となります。						
(単位:千円)						
分子			①実質赤字額	②資金不足額	③実質黒字額	④資金剩余额
—			—	—	755,387	
(①+②) - (③+④)			—	—	16,026	
マイナスの場合は 「—」	一般会計	—	—	—	306,603	
	乙訓休日応急診療所特別会計	—	—	—	187,210	
	国民健康保険事業特別会計	—	—	—	46,403	
	介護保険事業特別会計	—	—	—	10,990	
	後期高齢者医療事業特別会計	—	—	—	1,815,332	
	駐車場事業特別会計	—	—	—	63,670	
	水道事業会計	—	—	—	1,322,619	1,879,002
	公共下水道事業会計	—	—	—		
	合 計	—	—	—		
分母			標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	16,686,662		
16,686,662						

③ 実質公債費比率 (3か年平均)	平成30年度決算	0.4%	早期健全化基準	25.0%	財政再生基準	35.0%
------------------------------	-----------------	-------------	---------	-------	--------	-------

(単年度比率 H28:0.9% H29:0.2% H30:0.2%)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

一般会計等の公債費の元利償還金だけでなく、準元利償還金を加え、より公債費負担の実態に近い比率になっています。

数値は、決算額をベースに算定するフロー指標です。

準元利償還金には、公共下水道事業会計等への繰出金のうち公債費に充当したと認められる額、乙訓環境衛生組合等への負担金のうち公債費に充当した額、債務負担行為による支出額のうち公債費に準ずる額、一時借入金利子などがあります。

また、この比率が18%以上になると起債の許可団体になり、公債費負担適正化計画を策定する必要があります。

長岡市の比率は、単年度では昨年より0.06ポイント大きくなり、3か年平均では0.3ポイント小さくなりました。

(単位:千円)

分子	① 地方債の元利償還金	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		133,277	2,213,544	2,392,469
平成29年度分子	② 準元利償還金		939,383	737,533
	内 公営企業債の償還金に充てたと認められる繰出金	702,235	528,582	444,006
	一部事務組合に係る起債負担額	159,273	123,278	157,529
	訳 公債費に準ずる債務負担行為	77,875	85,673	44,232
	一時借入金利子	—	—	—
	③ ①と②に充てられる特定財源等	814,959	756,286	749,019
	④ ①と②に係る基準財政需要額算入額(地方交付税措置)	2,204,691	2,246,206	2,256,562
	分子 (①+②) - (③+④)	133,277	23,522	32,655
平成28年度分母	⑤ 標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	16,610,575	16,346,691	16,686,662
14,405,884	④ ①と②に係る基準財政需要額算入額(地方交付税措置)	2,204,691	2,246,206	2,256,562
平成29年度分母	分母 ⑤-④	14,405,884	14,100,485	14,430,100
14,100,485				
平成30年度分母				
14,430,100				

④ 将来負担比率	平成30年度決算	9.8%	早期健全化基準	350.0%	財政再生基準	
----------	----------	------	---------	--------	--------	--

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

一般会計等の地方債現在高、債務負担行為による支出予定額、公営企業債のうち一般会計等の負担予定額、一部事務組合の公債費の本市負担見込額、退職手当支給予定額、損失補償の負担見込額などの将来の負担となる額を、1年間の経常一般財源見込額(地方交付税措置分は除く)で除した比率になっています。

数値は、負債の現在額をベースに算定するストック指標です。

将来負担額は約450億円であり平成29年度より約1億円減となりました。また、その負担に充当することができる財源(基金、都市計画税などや地方交付税算入額)は平成29年度と比べると約1億円減って約436億円となりました。一方分母においては標準財政規模が大きくなつたため、将来負担比率は平成29年度より0.4ポイント下がり、9.8%となりました。

(単位:千円)

分子	金額	備考
1,424,778 ①-②	44,981,884 ① 将来負担額	
	31,376,346 一般会計等における地方債現在額	
	203,248 債務負担行為に基づく支出予定額	
	7,349,247 公営企業債等の元金償還に充てるための繰入見込額	
	2,746,917 一部事務組合債等の元金償還に充てるための本市の負担見込額	
	3,306,126 退職手当支給予定額	
	損失補償している第三セクター等の負担見込額	
	43,557,106 ② 充当可能財源等	
	7,386,421 内 充当可能基金	
	7,004,550 内 充当可能特定財源	
	29,166,135 訛 地方債現在高等に係る地方交付税措置額	
分子 ①-②	1,424,778	
分母	金額	備考
14,430,100 ③-④	16,686,662 ③ 標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	
	2,256,562 ④ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(地方交付税措置)	
分母 ③-④	14,430,100	

⑤ 資金不足比率 (水道事業)	平成30年度決算	—	経営健全化基準	20.0%
公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率				
水道事業会計において資金の不足額がないため、比率は「—」となります。				
分子			金額	備考
—	① 流動負債	450,076		
①+②-③-④	② 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	—		
マイナスの場合は 「—」	③ 流動資産	2,265,408		
	④ 解消可能資金不足額	—		
	分子 ①+②-③-④	▲ 1,815,332		
分母		金額	備考	
1,815,091	⑤ 営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額	1,815,091		
⑤				

⑤ 資金不足比率 (公共下水道事業)	平成30年度決算	—	経営健全化基準	20.0%
公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率				
公共下水道事業会計において資金の不足額がないため、比率は「—」となります。				
分子		金額	備考	
—	① 流動負債	425,465		
①+②+③-④	② 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	—		
マイナスの場合は 「—」	③ 流動資産	489,135		
	④ 解消可能資金不足額	—		
	分子 ①+②+③-④	▲ 63,670		
分母		金額	備考	
1,397,028	⑤ 営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額	1,397,028		
⑤				

健全化判断比率等の対象について

会計等分類	会計等名称		健全化判断比率			資金不足比率
			対象数値			
長岡京市						
一般会計	一般会計等 (普通会計)	一般会計	①実質赤字 比率	あり		
特別会計等		乙訓休日応急診療所特別会計		あり		
		国民健康保険事業特別会計		無		
		介護保険事業特別会計		無		
		後期高齢者医療事業特別会計		無		
		老人保健医療事業特別会計(H22年度決算まで)		無		
		駐車場事業特別会計(法非適)		あり		
	うち公営企業会計	水道事業会計(法適用)		あり		
		公共下水道事業会計(法非適)		あり		
一部事務組合・広域連合		乙訓環境衛生組合		あり		
		乙訓福祉施設事務組合		あり		
		乙訓消防組合		あり		
		京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合		あり		
		桂川・小畑川水防事務組合		無		
		京都府自治会館管理組合		無		
		京都府後期高齢者医療広域連合		無		
		京都地方税機構		無		
地方公社・第三セクター等		乙訓土地開発公社				
		済生会京都府病院(H23年度決算まで)				
		京都信用保証協会				